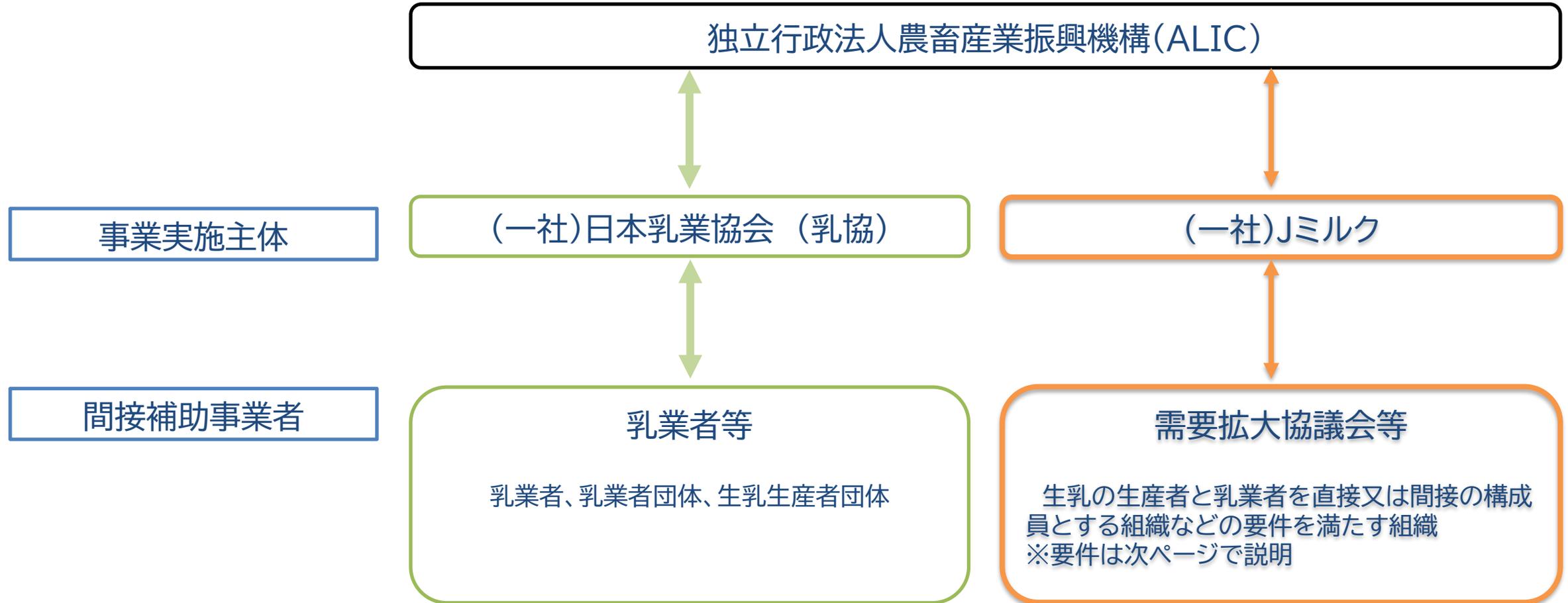


**国産畜産物利用安定化対策事業のうち
国産乳製品等需要拡大事業の
実施概要について**

1. 国産乳製品等需要拡大事業の事業実施主体及び間接補助事業者

国産乳製品等需要拡大事業は、間接補助事業者別に2つの事業実施主体で実施します。
間接補助事業者は、どちらかの事業実施主体に申請してください。



2.国産乳製品等需要拡大事業の対象者

メニュー名		対象者	事業実施主体	乳業者等	需要拡大協議会※ または全国団体
1. ECサイト販路開拓及び販売流通形態の変更	1-①ECサイト販路開拓		○	○	×
	1-②販売流通形態の変更		○	○	×
2. 脱脂粉乳等の新たな活用法の開発及び普及等	2-①消費者向け脱脂粉乳等を活用したレシピ開発等		○	○	×
	2-②国産脱脂粉乳等を活用した新商品の開発等		○	○	×
3. 創意工夫による牛乳乳製品の消費拡大			○	×	○
4. 販路拡大等支援対策推進			○	○	○

※需要拡大協議会は、各都道府県の牛乳普及協会を想定

全国団体とは、乳業者団体及び生乳生産者団体のうち全国を区域とする団体

※乳業者は、民間事業者が協調して行う脱脂粉乳低減に向けた取組に参加

3.国産乳製品等需要拡大事業の対象品目

メニュー名	対象者	乳 (※注1)	乳製品 (※注2)	乳等を主要原料とする 食品 (※注3)
1. ECサイト販路開拓及び販売流通形態の変更	1-①ECサイト販路開拓	○	○	○
	1-②販売流通形態の変更	○	○	×
2. 脱脂粉乳等の新たな活用法の開発及び普及等	2-①消費者向け脱脂粉乳等を活用したレシピ開発等	×	△	×
	2-②国産脱脂粉乳等を活用した新商品の開発等	○	○	×
3. 創意工夫による牛乳乳製品の消費拡大		○	○	×

※注1:乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。)第2条に規定する乳(牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳等)

注2:乳等省令第2条に規定する乳製品(アイスクリーム類、全粉乳、脱脂粉乳、ホエイパウダー、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料等)

なお、クリーム、バターオイル、クリームパウダー及びバター並びにチーズを除く。

注3:乳等省令第1条に規定する乳及び乳製品を主要原料とする食品も対象